

# 公的年金改革のシミュレーション分析

## - 世帯類型別の影響 -

The effects of public pension reform on household economy: A Simulation Analysis

関西大学経済学部教授

Kansai University, Professor of Economics

橋本恭之

Kyoji Hashimoto

財務省財務総合政策研究所研究員

Policy Research Institute Ministry of Finance, Researcher

山口耕嗣

Koji Yamaguchi

キーワード：公的年金, 高齢化, 世帯類型

経済学文献季報分類番号： 02-13, 13-10, 15-62

### 要旨

2004年6月、公的年金制度に対する不信感が増幅するなかで、公的年金改革法案が成立した。公的年金改革の影響分析はこれまで世代間の公平の問題が主として取りあげられてきた。しかし、年金改革は同じ世代内でも、世帯類型の違いによって異なる影響をもたらすことになる。そこで本稿では、独身世帯、共稼ぎ世帯などの世帯類型毎に、2004年年金改革による影響をシミュレーションすることにした。本稿のシミュレーション分析からは最終保険料率を固定することによる保険料軽減効果は意外と小さいこと、世帯類型間の年金の需給構造には格差が生じており、今回の年金改革ではその格差是正効果がほとんどみられないことがわかった。

## 公的年金改革のシミュレーション分析 - 世帯類型別の影響\*

### 1. はじめに

2004年6月、公的年金制度に対する不信感が増幅するなかで、公的年金改革法案が成立した。今回の年金改革法案成立の過程において、政府は100年間安心な年金制度が確立されると説明してきた。今回の改革の核心は、将来の保険料率の上限を18.3%に固定し、そのかわりにマクロ経済スライドという自動的な給付削減の仕組みを年金制度に組み込んだところにある。従来制度においては、将来にわたって平均的な現役世代の手取り所得に対する年金水準を示す所得代替率を60%に維持するために、社会保険料率は徐々に引き上げられて、最終的には26%もの水準にまで引き上げられることになっていた<sup>1)</sup>。最終保険料率を抑制し、自動的な給付削減の仕組みを導入したことは、公的年金財政の維持可能性という観点からは一定の評価をすることができよう。

しかし、今回の年金改革法案は、世代間格差や国民年金の未納未加入問題などの、これまで指摘されてきた問題点を解決するものとはなっていない。また、今回の改革は標準的な家計と比べて独身世帯などに対する給付抑制効果が大きいと考えられる。このような残された課題を解決するためには、近い将来に抜本的な見直しが必要である。

抜本的改革案を考えるためには、政府案の徹底的な検証が必要である。そこで、本稿では今回の公的年金改革に関するさまざまなシミュレーション分析をおこなった。従来の年金制度に関するシミュレーション分析においては、平均的な家計についての世代別の内部収益率、給付負担比の分析が数多くおこなわれてきた。たとえば、橋本・林・跡田(1991)、前川(2004)によるコーホートデータを用いた分析や、麻生・吉田(1996)による世代会計を用いた分析などがある。しかし、これまでの分析は、平均的な家計についての世代別の影響を推計したものにすぎない。

政府案が目標とした改革後において維持すべき所得代替率50%という水準は、独身世帯や共稼ぎ世帯では達成できないことが厚生労働省自身の推計によって明らかになっている。また、今回の年金改革においては、年金税制の改革も併せて実施されることになった。厚生労働省の試算や今回の年金改革にあわせてマスコミ等が公表しているシミュレーションにおいては、税負担については考慮されていない。そこで本稿では、世帯類型別に年金給付額、社会保険料負担だけでなく、年金

---

\* 本論文は、財務省総合政策研究所での研究成果をまとめたものである。ただし、本論文の内容はすべて執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務省総合政策研究所の公式見解を示すものではない。

1) 国庫負担を基礎年金に要する費用の1/2まで引き上げるケースにおいては、最終的に22.8%にまで引き上げられることになっていた。

課税の影響をみるために税負担の変化も計測することにした。

## 2. 2004 年年金改革の概要

この節ではシミュレーション分析の対象とした 2004 年年金改革の概要、同時に実施された年金課税の概要をまとめ、シミュレーション分析の手法について述べる。

### 2.1 年金改革案の概要

表 1 2004 年年金改革の主なポイント

	改正前	改正後
厚生年金保険料率	13.58%から段階的引き上げ最終22.8%	平成16年10月から毎年0.354%ずつ引上げ最終18.30%で固定
国民年金保険料	13,300円/1ヶ月	平成17年4月から毎年280円ずつ引上げ最終(H29年)169,000円で固定
国庫負担	基礎年金に要する費用の3分の1	基礎年金に要する費用の2分の1
物価スライド	老齢基礎年金：797,000円	平成15年度物価下落分0.3%引下げ(794,500円)
年金のスライド	物価スライド+賃金スライド	物価スライド+賃金スライドに加えマクロ経済スライドの導入

(備考) 保険料率は改革前後とも国庫負担 1/2 に引上げるものとした前提。

表 1 は、2004 年年金改正の概要をまとめたものである。今回の年金改正では、最終保険料率を 18.3% に固定し、マクロ経済スライドという自動的な給付削減方式が導入された。さらに、これまで曖昧にされてきた基礎年金の国庫負担の 2 分の 1 への引上げスケジュールが明確化された。

これまでの公的年金の給付に際しては、「賃金スライド」、「物価スライド」という仕組みで年金の実質的な価値を維持してきた。賃金スライドとは、現役世代の賃金上昇に応じて年金受給額を増加させるものであり<sup>2)</sup>、物価スライドとは、物価上昇に応じて年金受給額を増加させる措置であ

---

2) 具体的には過去の賃金水準に再評価率表を適用して現在の価値に変換している。

る。この制度では、65歳で新たに年金が支給される新規裁定者は、賃金スライドにより現在の価値に変換した過去の報酬に比例して給付額が決定され、66歳以降のすでに年金をもらっている既裁定者の年金は物価スライドのみで調整されてきた。

マクロ経済スライドでは、この賃金スライド、物価スライドがそれぞれ被保険者数減少率と平均余命伸び率を勘案したスライド調整率だけ抑制される<sup>3)</sup>。厚生労働省の予測では、今後2023年までこのスライド調整率は平均0.9%となるとされている。

今回の年金改正の過程では、出生率のさらなる低下の公表の遅れが批判を浴びた。マクロ経済スライドのもとでは出生率の低下はスライド調整率を上昇させるので、年金給付の抑制が図れる。しかし、少子化が一層進んだ場合には、マクロ経済スライドの調整期間を延長しなければならないという問題が残されている。

表2 マクロ経済スライド終了予定

マクロ経済スライド調整終了年度予定	(西暦)	少子化	経済	所得代替率	備考
平成31年度	2019年	改善	好転	52.4%	
平成32年度	2020年	改善	基準	51.7%	
平成35年度	2023年	基準(中位推計)	好転	50.9%	
平成35年度	2023年	基準(中位推計)	基準	50.2%	
平成36年度	2024年	基準(中位推計)	悪化	50.0%	
平成39年度	2027年	基準(中位推計)	悪化	49.2%	マクロ経済スライドの適用を続け、財政の均衡を図る場合
平成36年度	2024年	進行	基準	50.0%	
平成43年度	2031年	進行	基準	46.4%	マクロ経済スライドの適用を続け、財政の均衡を図る場合
平成36年度	2024年	進行	悪化	50.0%	
平成45年度	2033年	進行	悪化	45.3%	マクロ経済スライドの適用を続け、財政の均衡を図る場合

出所:厚生労働省『年金財政ホームページ』より作成。

表2は現時点での厚生労働省発表のマクロ経済スライドの終了予定表であり、少子化状況は2002年の『日本の将来人口推計』より、2000年基準の1.36から、改善ケースだと1.52、基準ケースだと1.39、進行ケースだと1.10になるという予測を用いている。給付水準調整期間は少子化の影響及び経済環境を基準ケースとした場合、2023年(平成35年)を終了年度と当面予定している。少子化が進行し経済環境も悪化するという最悪のケースでは、マクロ経済スライドは2033年まで続く事になり、所得代替率も45.3%となってしまう。そして少子化が改善し、経済状況も好転するという最良のケースでさえ所得代替率は51.7%と、50%をギリギリ確保する水準である。これまでの

3)マクロ経済スライドは具体的には

新規裁定者:一人あたり賃金伸び率-スライド調整率

既裁定者:物価上昇率-スライド調整率

とされる。ここでスライド調整率は、公的年金被保険者数の減少率+平均余命の伸びを勘案した一定率である。

少子化進行が従来の予測を下回ってきたことを考えると、2023年にマクロ経済スライドによる給付水準の調整が終了するという予測も割り引いて考える必要はあるかもしれない。

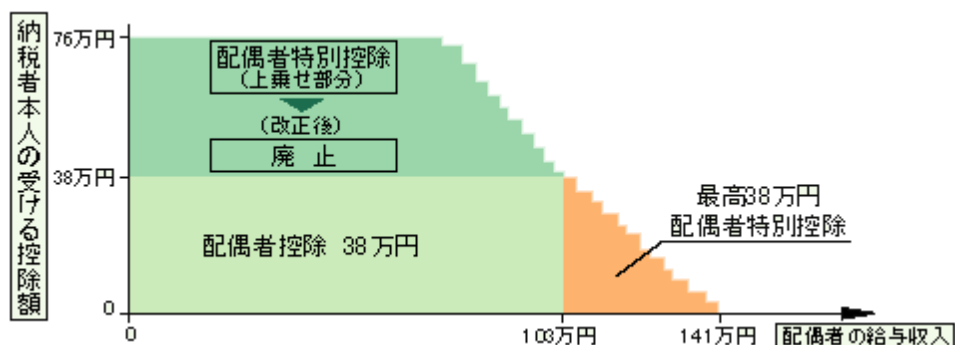
## 2.2 税制改正の概要

表3 2004年度税制改正の主なポイント

	改正前	改正後
配偶者特別控除	控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして、所得に応じて最大、所得税：38万円・住民税：33万円	上乗せ部分の廃止
老年者控除	所得税：50万円、住民税：48万円	廃止
公的年金控除	定額部分：65歳以上は50万円上乗せし100万円 最低所得控除額：65歳以上は70万円上乗せし140万円	上乗せ部分の廃止。 老年者特別加算として最低保障額50万円上乗せし120万円

(備考1) 配偶者特別控除については平成15年度改正により、平成16年度より適用。

(備考2) 老年者控除の廃止及び公的年金控除の縮小は、所得税：平成17年度、住民税：平成18年度より適用。



出所：財務省『平成15年度 税制改正』

図1 配偶者控除の廃止

今回の年金改革と同時に、2004年度の税制改正においては、年金課税の強化も実施された。表3表3はその概要であるが、今回改正の中で年金問題に関わりのあるものとして 公的年金控除の縮小 老年者控除の廃止 配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止が行われた<sup>4)</sup>。図1は、配偶者特別控除の改革後の姿を描いたものである。配偶者特別控除については、38万円の上乗せ部分が廃止される。配偶者の給与収入が103万円を超えると配偶者特別控除は復活するものの、配偶者控除がなくなるために、配偶者特別控除は事実上廃止されたと考えてよい。

各々の影響を考察すると公的年金控除の縮小及び老年者控除の縮小は、年金受給者への増税となり、世代間不公平の是正・膨張する社会保障費の負担を受給者世代へも求める事を期待したものと考えられる。配偶者特別控除の廃止は、特に専業主婦・パート等の妻が正規就業に就かない世帯への影響が大きいと予想され、世帯類型間の不公平の是正が期待される。年金受給者や専業主婦にも年金財政の一定の負担を求めることを期待した改正案となっている。

### 2.3 分析の手法

今回のシミュレーションでは、『全国消費実態調査』の世帯類型別の「勤め先収入」等の家計データを使用し、以下の一定の加工を施して世帯類型を7つに分類し各世帯への今回税制・年金改正の影響を分析した。

表4 世帯類型ケース分け

ケース	: 夫婦、妻は専業主婦
ケース	: 夫婦で40年共働き
ケース	: 夫婦、妻は出産で退社しその後正社員に
ケース	: 夫婦、妻は出産で退社しその後パートに
ケース	: 夫婦、妻は出産で退社し専業主婦に
ケース	: 男性独身
ケース	: 女性独身

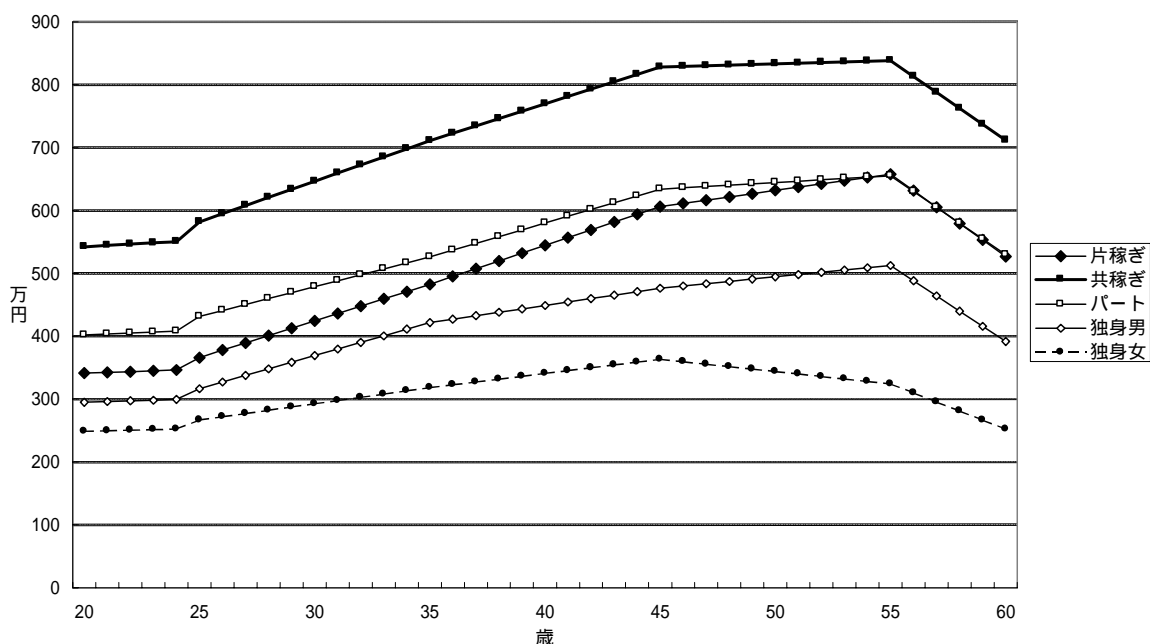
\* 男性の就労期間は20歳～60歳。  
 の女性の就労期間は20～26歳・42～60歳  
 の女性の就労期間は20～26歳・42～60歳  
 の女性の就労期間は20～26歳  
 \* 男性寿命：78歳、女性寿命：85歳

4)厳密には、及び は所得税については平成17年度より、住民税については平成18年度より適用され、 は平成15年度改正により、平成16年度より適用であるが、本稿では年金改革の影響分析の為、便宜的に一律平成

まず世帯類型は、以下の7つにケース分けした。 は既婚世帯であり、妻は生涯専業主婦、 は既婚世帯で夫婦生涯共働き、 は既婚世帯であり、妻は一時離職しその後フルタイムの正社員として復帰、 は既婚世帯であり、妻は一時離職しその後パートタイムとして復帰、 は既婚世帯で、妻は途中まで働きその後専業主婦、 は生涯独身の男性、 は生涯独身の女性である。厚生労働省試算のケース分けに、妻がパートとして働く世帯を加えた形となっている。

男女とも就労期間は20歳から60歳とし、ケース ・ ・ の女性の就労期間は、及び20歳から26歳と42歳から60歳、20歳から26歳とした。また男性の寿命は78歳、女性は85歳とした。

このような世帯類型別のデータを作成するために、まず『全国消費実態調査』における5分類(片稼ぎ・共稼ぎ・パート・独身男・独身女)の年齢階級別クロスセクションデータを用意した。図2は、その5歳刻みの年齢階級別のクロスセクションデータを1歳刻みに加工したものである。そして片稼ぎのデータをケース1に、共稼ぎをケース2に、独身男をケース6に、独身女をケース7として、ケース3・4・5は、片稼ぎ・共稼ぎ・パートの所得プロファイルを上記ケース毎の妻の就業形態にあわせ加工した。



出所：総務省統計局『全国消費実態調査(H11年度)』より作成。

図2 世帯類型別の所得プロファイル

ケース3・4・5の詳細は、ケース3はケース2から女性27歳から41歳までの所得をゼロとしたものであり、ケース4は男性がパート世帯の収入で、女性が20歳から26歳は共稼ぎの収入・27歳から41歳は収入ゼロ・42歳から60歳はパート世帯の収入としたもの、ケース5はケース1に女性の20歳から26歳まで共稼ぎの収入を加えたものである。

以上のように作り出した1歳刻みの7つの世帯類型所得データに、コーホートエフェクトを加味して生涯所得プロファイルに直したものが、今回使用した世帯類型データである。

コーホートエフェクトについて説明する前に、従来世代別の分析に使用されてきたコーホートデータについて説明しておこう。コーホートデータとは、各世代の代表的家計のデータをトレースしたものであり、ライフサイクル的な視点からの分析に際して極めて有用なデータである<sup>5)</sup>。過去の所得データは、過去の各年次のクロスセクションデータより年代別に作成できる。また将来の所得データにおいてもクロスセクションの年齢階級別の所得が、ある程度平均的な賃金の等級表を反映したものと考えられるので、物価上昇率および賃金上昇率の予測数値を用いて予想することができ

5) コーホートデータの詳細は、橋本・林・跡田(1991)、橋本(1998)を参照されたい。



る。しかし、平均的な家計においては過去数十年にわたって毎年の『家計調査年報』などのデータが利用できるのに対して、今回分析の対象とした世帯類型別の家計データについては、過去のデータを追跡し、コーホートデータを作成することが難しい。

そこで、本稿では過去のデータを用いてコーホートデータを作成することは断念し、そのかわりに図2のクロスセクションデータにコーホートエフェクトを加味することによって世帯類型別の所得ファイルを作成した。具体的なデータ作成手順は以下の通りである。

今回は2004年時点で20歳である世代(1984年生まれ)を基準にしている。例えばこの世代が30歳になったときの収入は、クロスセクションデータの30歳の収入に20歳から30歳の10年間の物価上昇率と賃金上昇率を掛け合わせる。このような作業をおこなうことで年齢階級別のクロスセクションデータにコーホートエフェクトを付与することができる。図3は、その効果を示したものであり、クロスセクションデータにコーホートエフェクトが加えられたことにより、左上方に回転することがわかる。

本来、クロスセクションデータの30歳の収入は、2004年時点で30歳であるから1974年生まれの世代である。しかし上記コーホートエフェクトを加味することによりある世代(ここでは1984年生まれ世代)の生涯所得プロファイルを推測する事ができるのである。同様の手法で今回は、これから労働市場に参入し年金負担をする世代(1984年生まれ)と今年生まれた世代(2004年生まれ)とこれから生まれてくる世代(2024年生まれ)の3世代について世代別の分析を行った。

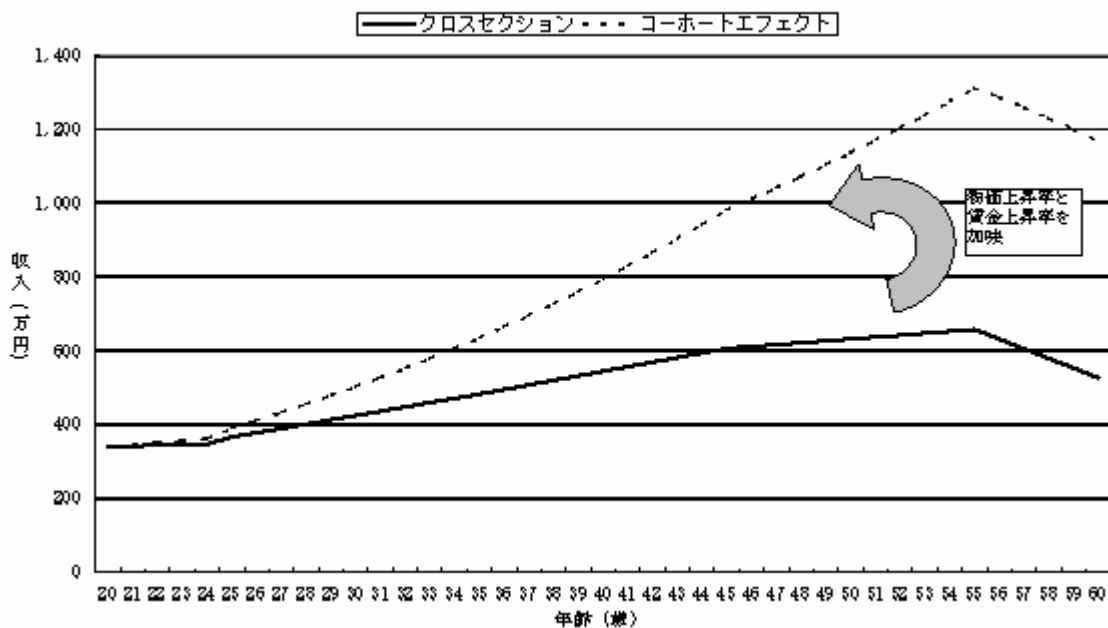


図3 コーホートエフェクトのイメージ

表 5 各種経済前提

	平成15年 (2003年)	平成16年 (2004年)	平成17年 (2005年)	平成18年 (2006年)	平成19年 (2007年)	平成20年 (2008年)	平成21年以降 (2009年)	
物価上昇率(%)	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1	
賃金上昇率(%)	0	0.6	1.3	2	2.3	2.7	経済好転	2.5[1.5]
「実質」	[0.3]	[0.8]	[0.8]	[0.8]	[0.8]	[0.8]	基準ケース	2.1[1.1]
							経済悪化	1.8[0.8]
運用利回り(%)	0.8	0.9	1.6	2.3	2.6	3	経済好転	3.3[0.8]
「実質(対賃金上昇率)」	[0.8]	[0.3]	[0.3]	[0.3]	[0.3]	[0.3]	基準ケース	3.2[1.1]
							経済悪化	3.1[1.3]

出所：平成 16(2004)～20(2008)年度は「改革と展望 - 2003 年度改定」

平成 21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告

なお、このコーホートエフェクト及び次に述べる実質化等に用いた各種経済前提は表 5 にあるように、政府の「改革と展望」等今回改正で厚生労働省が試算の前提としたものと基本的には同じとした。

本稿では、以上のようにして作成した生涯所得のデータに、改革前後の年金制度・税制に当てはめて、世帯類型毎の生涯受給年金・税負担・社会保険料負担等を計算した。社会保険料負担は厚生年金、政管健保、雇用保険、介護保険の合計額として税負担の計算を行い、各種社会保険料率として、政管健保が 8.2%を労使折半、雇用保険が本人負担 7.0/1000・雇用主負担 10.5/1000、介護保険が 1.11%を労使折半とし厚生年金保険料以外は改革前後とも不変とした。

年金の給付額は、基礎年金部分である老齢基礎年金と報酬比例部分である老齢厚生年金の合計とした。基礎年金部分は、2004 年度老齢基礎年金額 794,500 円を改正前は物価スライドと賃金スライドで算出し、改正後は上記 2 つのスライドに加えマクロ経済スライドを用いて算出した<sup>6)</sup>。報酬比例部分は、各世帯類型の平均標準報酬月額に昭和 21 年 4 月 2 日以降生まれの総報酬制後の新乗率 1000 分の 5.481 を掛けて 40 年加入で計算した。

例えば 1984 年生まれのケース 6 だと改正前は、  
 (65 歳時基礎年金) 2003 年度基礎年金 797,000 円 × 2004 年度から 2049 年度までの賃金上昇率  
 (65 歳時報酬比例) 2004 年度から 2044 年度の平均報酬 × (5.481/1000) × 40 年  
 (66 歳以降) (65 歳時基礎年金額 + 65 歳時報酬比例) × 前年度物価上昇率  
 となり、改正後は

6)物価上昇率及び賃金上昇率は、前掲表 5 を参照されたい。

(65歳時基礎年金) 2003年度基礎年金 797,000円 × 2004年度から2049年度までの賃金上昇率  
-スライド調整率

(65歳時報酬比例) 2004年度から2044年度の平均報酬 × (5.481/1000) × 40年

(66歳以降) (65歳時基礎年金額+65歳時報酬比例) × 前年度物価上昇率

-スライド調整率

となる。

また、本稿での推計結果は、消費者物価指数を用いて実質化している。名目値を実質化する方法としては、賃金上昇率・利子率(運用利回り)・GDP伸び率等の様々なものがあげられるが、本稿では、厚生労働省の試算結果と比較するために消費者物価指数を用いることとした。

### 3. 2004年年金改革の影響

この節では、世帯類型毎の社会保険料負担・受給年金額・税負担等の推計結果から、2004年年金改革の影響をみる。年金の影響分析には所得代替率・給付負担比・内部収益率等の指標がよく用いられているが、今回は所得代替率・給付負担比・可処分所得の変化を取り上げ影響分析するとともに、年金の影響分析においてどのように各指標を捉えればよいのかの考察も加える。

### 3.1 所得代替率

表 6 改革前後の所得代替率

単位：万円、%

	独自試算		厚生労働省	
	2004年	2025年	2004年	2025年
	年金月額	年金月額	年金月額	年金月額
	現役世代の手取賃金	現役世代の手取賃金	現役世代の手取賃金	現役世代の手取賃金
	所得代替率	所得代替率	所得代替率	所得代替率
夫婦、妻は専業主婦	23.2	23.9	23.3	23.7
	39.3	47.2	39.3	47.2
	59.2%	50.7%	59.3%	50.2%
夫婦で40年共働き	29.9	27.3	30.1	30.6
	63.8	76.6	63.8	76.6
	46.9%	35.7%	45.9%	38.9%
夫婦、妻は出産で退社しその後正社員に	27.5	24.1	27.3	27.9
	55.3	66.4	55.3	66.4
	49.8%	36.3%	49.6%	42.0%
夫婦、妻は出産で退社しその後パートに	24.7	23.2		
	47.2	56.8		
	52.4%	40.7%		
妻は出産で退社して専業主婦に	24.2	24.2	24.4	24.8
	43.4	52.2	43.4	52.1
	55.7%	46.4%	56.1%	47.5%
男性独身	16.3	15.9	16.7	17
	39.3	47.2	39.3	47.2
	41.4%	33.6%	42.5%	36.0%
女性独身	13.7	13.6	12.9	13.1
	24.5	29.4	24.5	29.4
	56.1%	46.1%	52.7%	44.7%

表 6 は、厚生労働省による所得代替率の推計結果と本稿で用いた世帯類型別データによる独自推計の結果を比較したものである<sup>7)</sup>。所得代替率とは、名目新規裁定年金 / 名目可処分所得で計算され、現役労働者のどの程度の所得を年金受給者が獲得することになるかを示すものである。

厚生労働省の試算と我々の独自試算の違いは、世帯類型別の生涯所得データの違いから生じるものである。われわれの生涯所得データは、前述したように『全国消費実態調査』にもとづき、片稼

7) なお、所得代替率の分母に関しては、厚生労働省の推計値をそのまま使用している。また、年金給付額の計算に際しては、総報酬制移行後の制度を適用した。しかし、現実には 2025 年時点で 65 歳となり年金給付を受給し始める 1960 年生まれの世代は、2003 年の総報酬制移行前と移行後の期間を跨ぐことになり、年金受給額についても、総報酬制移行前と移行後の期間に分けて報酬比例部分が計算されることになっている。本稿では、厚生労働省の試算がこの移行期の計算方法を無視しているために、同様の取り扱いをすることにした。

ぎ世帯、共稼ぎ世帯、独身世帯の所得水準の違いを反映したものとなっている。これに対して厚生労働省の所得データの作成方法は以下のようなものとなっている。

厚生労働省の生涯所得のデータは、男女の所得水準の違いのみを反映したものとなっている。たとえば、片稼ぎ世帯の所得水準と男性の生涯独身世帯の所得水準は同じであり、共稼ぎ世帯の所得水準は、男性と女性の生涯独身世帯の所得水準を単純に合計したものとされている。また基準となる所得水準は、男性については平均標準報酬 36.0 万円、女性については平均標準報酬 22.4 万円というデータを用いて、これに 1.3 倍して賞与込みの月額に変換し、さらに 0.84 倍（2025 年水準の場合 0.82 倍）して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数 / 480 月」を乗じて計算している。2025 年時点の年金額及び手取り総報酬は、現在水準のものを試算の前提を用いてスライドさせて算出し、2025 年時点の金額は、2025 年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものを使用している。

表 7 年齢別定収比率（総収入 / 定期収入）

年齢	20	25	30	35	40	45	50	55	60
家計調査平均	1.1076	1.1383	1.1779	1.1993	1.2168	1.2227	1.2104	1.1965	1.1621
独身男性	1.0079	1.0079	1.0058	1.0042	1.0063	1.0082	1.0066	1.0051	1.0075
独身女性	1.0080	1.0080	1.0087	1.0093	1.0061	1.0033	1.0034	1.0034	1.0029

出所：総務省統計局『家計調査年報』『全国消費実態調査』より作成。

このような厚生労働省の試算方法には、2つの問題が指摘できる。ひとつは片稼ぎ世帯、独身世帯の所得格差の違いを考慮していないことであり、いまひとつは標準報酬を賞与込みの月額に変換する際に一律に 1.3 倍しているところである。我が国の賃金慣行においては、扶養家族の数に応じて給与を決定する生活給の考え方を採ってきたため、独身世帯と既婚世帯では所得水準が異なり、賞与についても差が生じることがある。

表 7 は、『家計調査年報』『全国消費実態調査』を用いて年齢別に定収比率（賞与込み総収入 / 賞与抜き定期収入）の比率を試算したものである。家計調査の平均の数字では、定収比率は 40 歳前後で約 1.2 であり、20 歳代では約 1.1 となる。また独身男性、女性の定収比率は生涯を通じて 1.1 を下回っていることがわかる。

厚生労働省は、表 6 の推計結果から今回の年金改革法案においては、「標準的な厚生年金の世帯の給付水準は少なくとも現役世代の平均収入の 50% を上回るものとする」としている。しかし、厚生労働省自身の推計においても、所得代替率 50% が確保されるのは、標準世帯だけであり、共稼ぎや独身世帯においては、所得代替率が 50% を切るとされている。しかも、片稼ぎ世帯とその他の世

帯類型との所得水準の違いを考慮した我々の独自推計では、ケース7を除いて所得代替率はさらに低下することがわかった。

### 3.2 給付負担比

表 8 給付負担比（実質値）

	片稼ぎ世帯	共稼ぎ世帯	共稼ぎ・一時 離職世帯	共稼ぎ・パー ト世帯	共稼ぎ・片 稼ぎ世帯	男子単身 世帯	女子単身 世帯
改革前(1/3)	1.36	1.11	1.17	1.44	1.34	0.82	1.47
改革前(1/2)	1.44	1.17	1.24	1.52	1.41	0.86	1.54
改革後	1.40	1.13	1.21	1.46	1.36	0.84	1.48
改革前後比較(1/3)	0.04	0.02	0.04	0.02	0.02	0.02	0.01
改革前後比較(1/2)	-0.04	-0.04	-0.03	-0.06	-0.05	-0.03	-0.06

（備考）年金保険料には雇用主負担分を含み、年金給付には遺族給付も含む

以上で示した所得代替率は、年金受給世代と現役世代の所得のバランスをみたものにすぎない。年金給付が拠出に見合ったものになっているかを確認する指標が給付負担比（年金給付／年金保険料）である。表8は、世帯類型別に独自推計したものである。現行制度のもとで、給付負担比には大きな格差が生じている。男子単身世帯のそれは、0.821にすぎず、最も高いパート世帯と男子単身世帯の格差は0.624となる。男子単身世帯は、78歳という平均寿命の短さもあり、納めた保険料に見合う年金給付が期待できない。パート世帯と片稼ぎ世帯は、直接的な配偶者の年金保険料負担を回避できるし、手厚い遺族給付を受けられる点で優遇されている。

今回の改正でこの給付負担比がどのように変化したのかを検討すると、各世帯とも改正により給付負担比が改善されている。これは改革前の基礎年金の国庫負担が1/3で推移した場合の保険料負担でみたものとの比較である。国庫負担が1/2へ引き上げられるということは、税負担の増加という形で個人負担に転嫁されることを意味する。国庫負担1/3との比較では、保険料軽減効果と受給年金削減効果に加え基礎年金の国庫負担引上げによる税負担増加効果がある。

これを現状で国庫負担1/2で推移した場合（国庫負担の引上げには何らかの税負担が生じるはずであるから、今回税制改正と同じ税負担で推移したものとして試算した）の保険料負担でみたものと比較してみると、今度は全世帯で給付負担比は悪化する。このことは今回改正は、社会保障の給付・負担だけを見れば、上限を設け保険料負担を抑制した効果より、マクロ経済スライドによって給付が抑制された効果の方が大きいことを示唆する。また国庫負担1/3で推移した場合と比較する事によって、社会保障以外の税金負担の増加という形で給付負担の悪化を賄っていることが考えられる。

各世帯類型間の格差を見ると、国庫負担の比率に関らず改革前後において給付負担比の序列に変化はない。世帯類型間で最も高いパート世帯（女子単身世帯は除く）と最も低い男子単身世帯との格差は、改革前 1/3 との比較において、ほんのわずかの拡大。改革前 1/2 との比較において、若干の縮小となり格差是正には程遠い結果となっている。

表 9 給付負担内訳（実質値）

単位：万円、%

実質給付							
	片稼ぎ世帯	共稼ぎ世帯	共稼ぎ・一時 離職世帯	共稼ぎ・パート 世帯	共稼ぎ・片 稼ぎ世帯	男子単身 世帯	女子単身 世帯
改革前(1/3)	8007.81	8987.67	8404.95	7842.22	8211.71	3875.46	4995.51
改革前(1/2)	8007.81	8987.67	8404.95	7842.22	8211.71	3875.46	4995.51
改革後	6662.92	7470.22	6990.63	6527.47	6831.58	3218.53	4154.81
改革前後差額(1/3)	-1,344.88	-1,517.44	-1,414.33	-1,314.75	-1,380.13	-656.93	-840.70
改革前後比率(1/3)	-16.79%	-16.88%	-16.83%	-16.76%	-16.81%	-16.95%	-16.83%
改革前後差額(1/2)	-1,344.88	-1,517.44	-1,414.33	-1,314.75	-1,380.13	-656.93	-840.70
改革前後比率(1/2)	-16.79%	-16.88%	-16.83%	-16.76%	-16.81%	-16.95%	-16.83%

実質負担							
	片稼ぎ世帯	共稼ぎ世帯	共稼ぎ・一時 離職世帯	共稼ぎ・パート 世帯	共稼ぎ・片 稼ぎ世帯	男子単身 世帯	女子単身 世帯
改革前(1/3)	5872.77	8104.63	7193.55	5427.53	6123.62	4720.40	3401.50
改革前(1/2)	5565.29	7702.49	6791.41	5166.67	5816.13	4483.29	3245.92
改革後	4758.38	6621.21	5766.10	4462.76	5006.27	3848.98	2803.31
改革前後差額(1/3)	-1,114.39	-1,483.42	-1,427.44	-964.78	-1,117.35	-871.42	-598.19
改革前後比率(1/3)	-18.98%	-18.30%	-19.84%	-17.78%	-18.25%	-18.46%	-17.59%
改革前後差額(1/2)	-806.91	-1,081.28	-1,025.30	-703.91	-809.86	-634.31	-442.61
改革前後比率(1/2)	-14.50%	-14.04%	-15.10%	-13.62%	-13.92%	-14.15%	-13.64%

TOTAL 差額							
改革前後比較(1/3)	-230.49	-34.02	13.12	-349.97	-262.79	214.49	-242.51
改革前後比較(1/2)	-537.97	-436.16	-389.02	-610.83	-570.27	-22.63	-398.09

このことは、年金改正による保険料率上限設定・上昇抑制や給付抑制は、各世帯類型に一律の効果をもたらしたただけか、または世帯類型間の格差是正には物足りない効果しかもたらさなかったことを示唆する。このような推計結果を生じた原因を探るために、給付額と負担額を分離して示したものが表 9 である。この表を見ると、給付、負担ともに今回の年金改正は、各世帯類型にほぼ一律の削減率しかもたらしてない事がよく分かる。

世帯類型間格差の是正には、今回のような保険料率・給付額等の数値の再設定に止まらず、2分2乗方式の導入や遺族年金・第3号被保険者への保険料負担のあり方などの、抜本的な制度改革が求められる。

### 3.3 ライフサイクルでみた公的負担

負担内訳比較 1

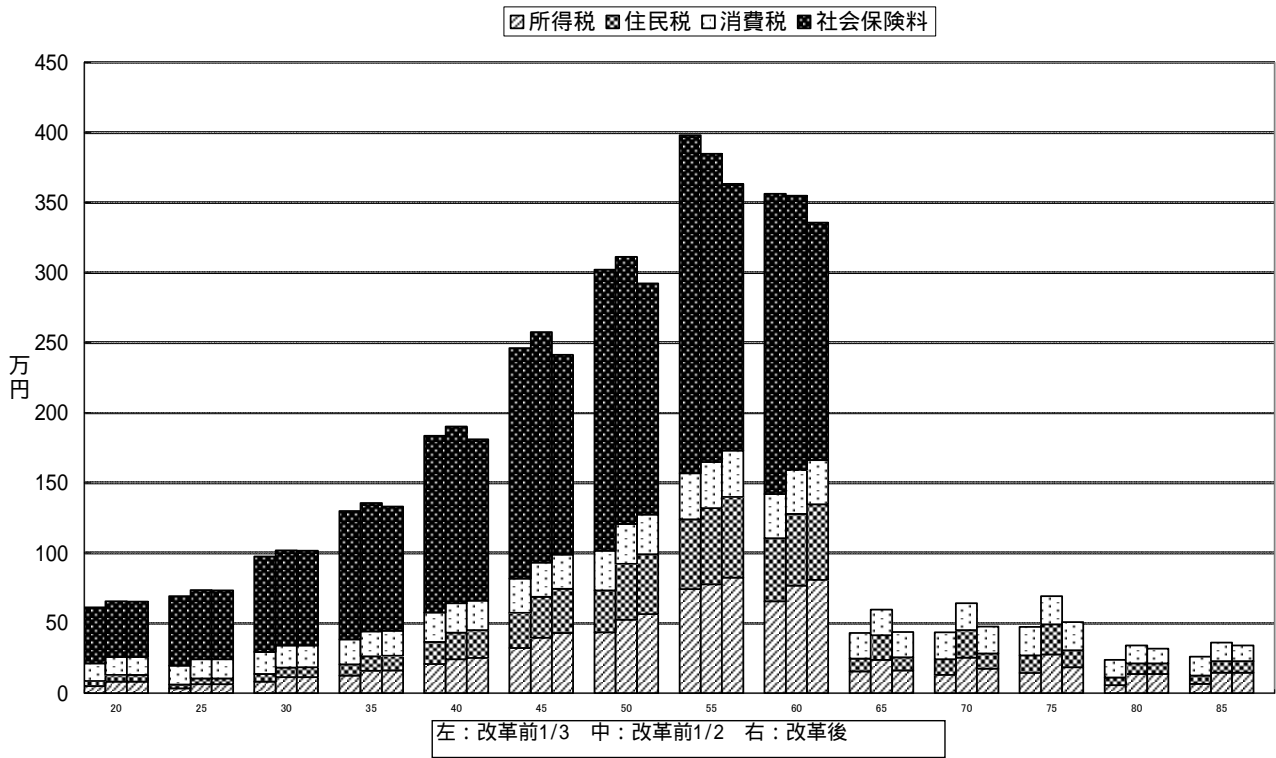


図 4 年齢別税・社会保険料負担内訳グラフ(ケース 1)

負担内訳比較 2

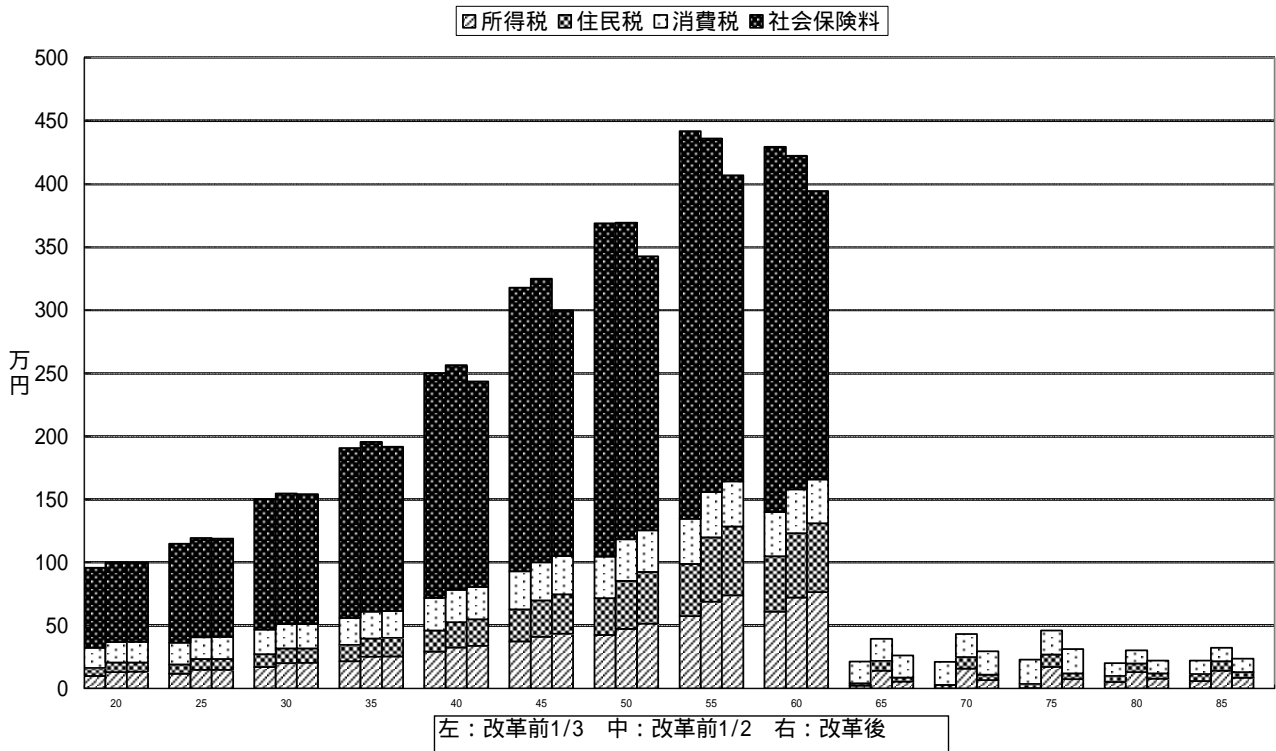


図 5 年齢別税・社会保険料負担内訳グラフ(ケース 2)



負担内訳比較 3

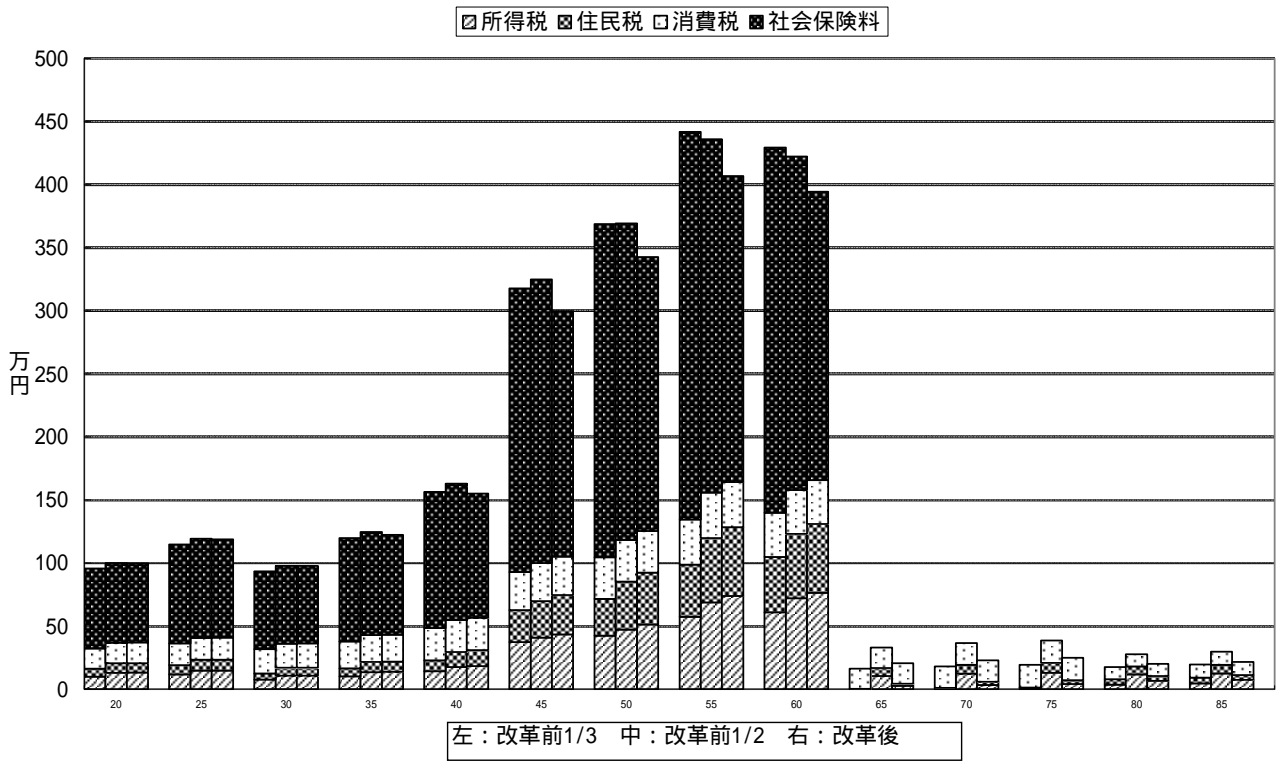


図 6 年齢別税・社会保険料負担内訳グラフ(ケース 3)

負担内訳比較 4

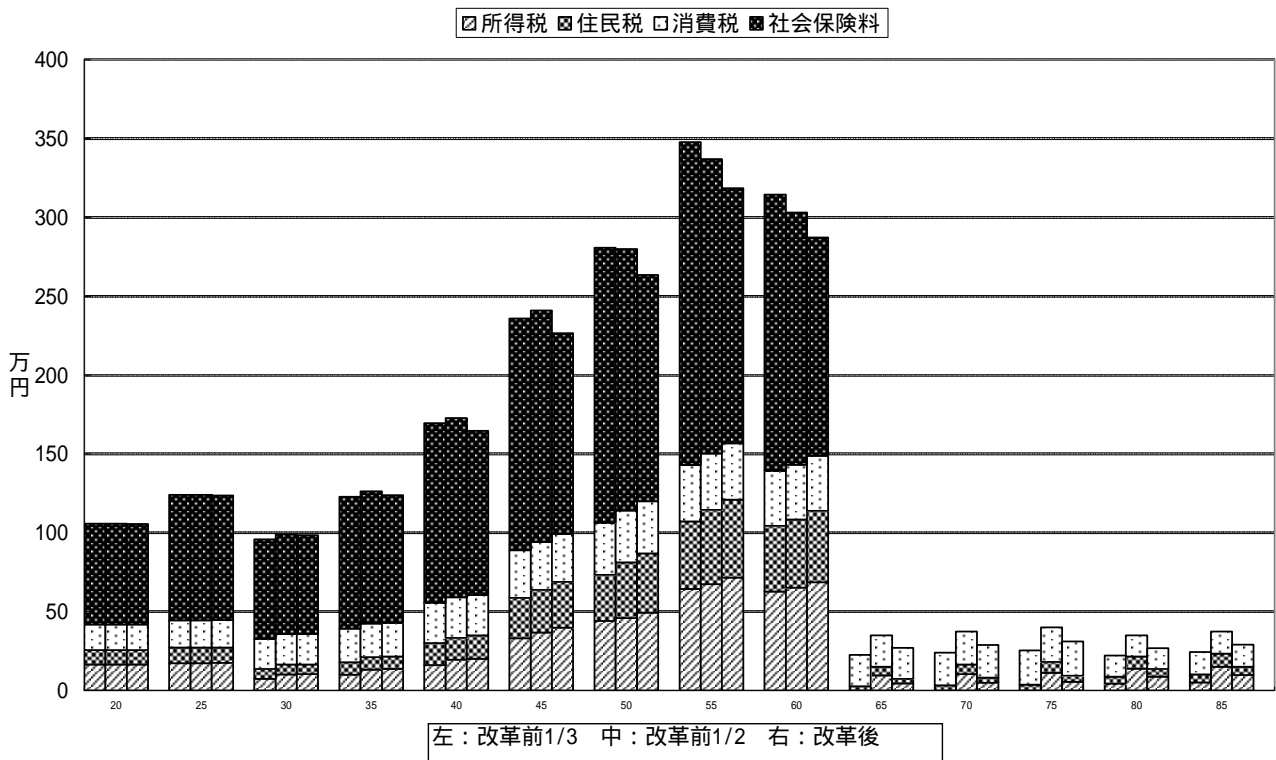


図 7 年齢別税・社会保険料負担内訳グラフ(ケース 4)

負担内訳比較 5

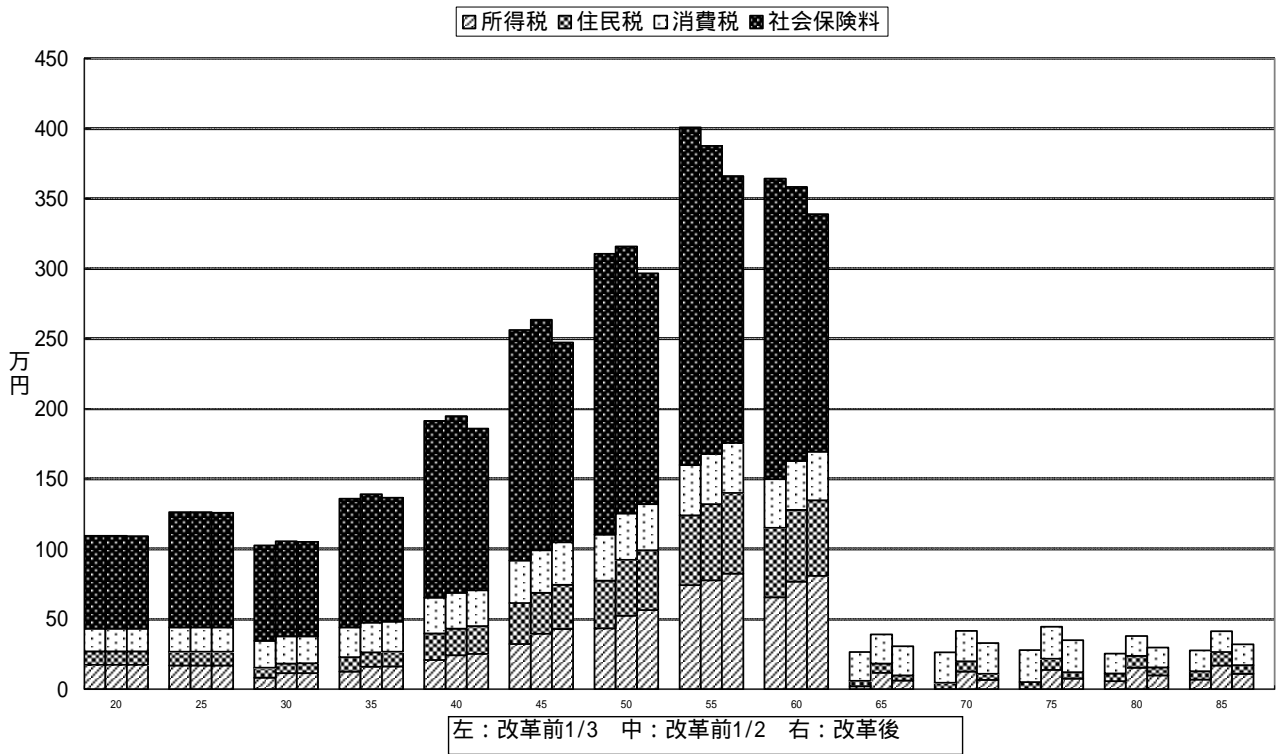


図 8 年齢別税・社会保険料負担内訳グラフ(ケース 5)

負担内訳比較 6

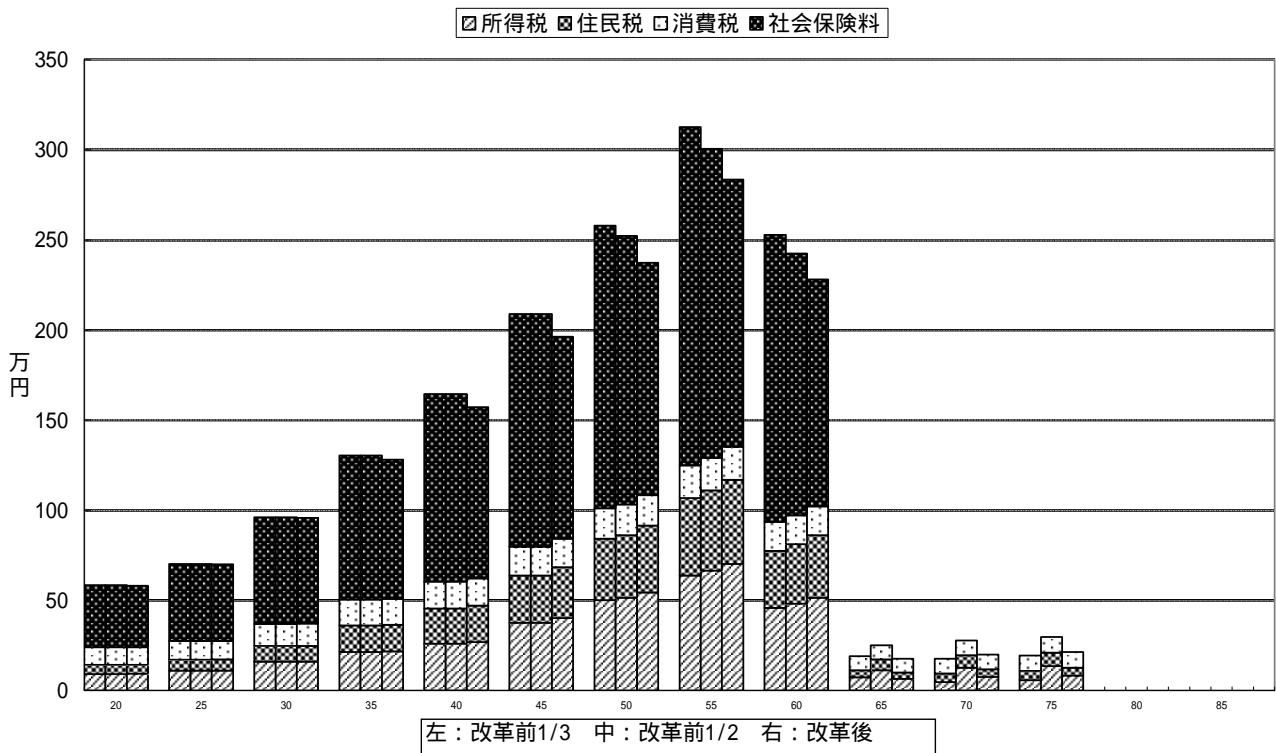


図 9 年齢別税・社会保険料負担内訳グラフ(ケース 6)

負担内訳比較 7

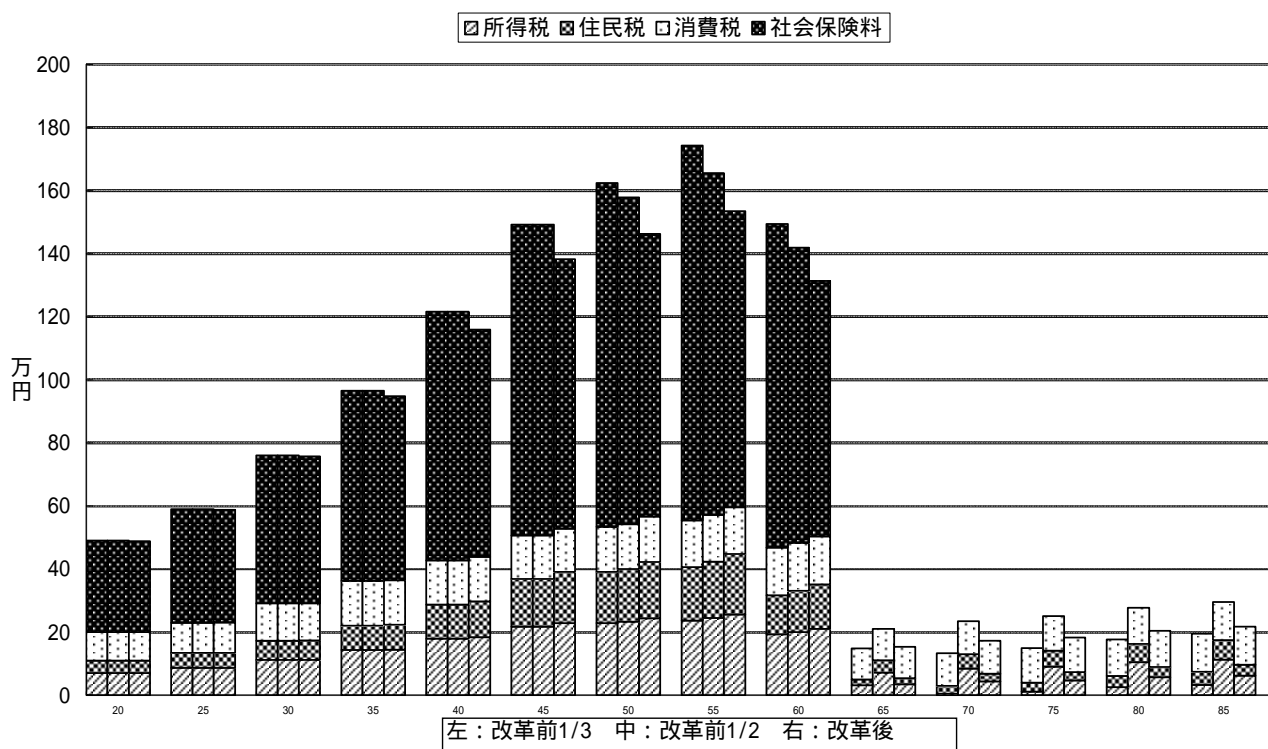


図 10 年齢別税・社会保険料負担内訳グラフ(ケース 7)

給付負担比の分析では、年金の給付と負担のバランスのみを見た。しかし、基礎年金の財源は、国庫負担という形で税金も投入されている。そこで、社会保険料という直接的な年金負担だけでなく、税負担も含めた公的な負担が今回の改正によりどのように変化するかをみていこう。

図 4 から図 10 は、生涯を通じた各世帯類型別の公的負担内訳を描いたものである。まず社会保険料負担の推移を見ると、年金改革によって全世帯とも各年齢段階に渡って、保険料負担が軽減されていることがわかる。次に税負担の推移を見ると、現役時代には年金保険料軽減に伴う社会保険料控除の縮小により税負担(所得税・住民税)は増加している(配偶者控除廃止の影響がない独身世帯を見ることでよく分かる)。また既婚世帯の幾つかには配偶者特別控除の廃止による税負担増もある。そして引退世代になると、公的年金控除縮小・老年者控除廃止の影響により、税負担は増加している(このことは国庫負担 1/3 と国庫負担 1/2 の比較がわかり易いだろう)。ちなみに国庫負担 1/2 の方が、改革後よりも引退時代の税負担が重いのは、年金改革により課税対象の年金給付が大幅に削減されているからである。全体として現役時代の公的負担が軽減され、引退時代の公的負担が増加する形となっている。

### 3.4 実質可処分所得

表 10 実質可処分所得

単位：万円

改革前(1/3)									
	生涯実質可処分所得	生涯所得	内生涯給与収入	内生涯受給年金	生涯税負担(除消費税)	生涯社会保険料負担	同左(雇用主負担含む)	生涯年金保険料	同左(雇用主負担含む)
ケース1	28,532	34,654	26,647	8,007	1,811	4,312	8,717	2,936	5,873
ケース2	38,446	46,184	37,197	8,987	1,772	5,966	11,521	4,052	8,105
ケース3	34,044	40,821	32,416	8,404	1,500	5,277	10,667	3,597	7,194
ケース4	29,989	35,639	27,798	7,842	1,638	4,012	8,113	3,021	5,428
ケース5	30,175	36,527	28,316	8,211	1,835	4,517	9,134	3,062	6,124
ケース6	20,194	25,466	21,591	3,875	1,800	3,472	7,019	2,360	4,721
ケース7	17,302	20,778	15,783	4,995	965	2,511	5,077	1,701	3,402
改革前(1/2)									
	生涯実質可処分所得	生涯所得	内生涯給与収入	内生涯受給年金	生涯税負担(除消費税)	生涯社会保険料負担	同左(雇用主負担含む)	生涯年金保険料	同左(雇用主負担含む)
ケース1	28,186	34,654	26,647	8,007	2,310	4,158	8,409	2,923	5,601
ケース2	38,127	46,184	37,197	8,987	2,292	5,765	11,660	3,851	7,703
ケース3	33,747	40,821	32,416	8,404	1,998	5,076	10,265	3,396	6,792
ケース4	29,834	35,639	27,798	7,842	1,923	3,882	7,852	2,583	5,167
ケース5	29,963	36,527	28,316	8,211	2,200	4,364	8,826	2,908	5,816
ケース6	20,208	25,466	21,591	3,875	1,905	3,353	6,782	2,242	4,483
ケース7	17,254	20,778	15,783	4,995	1,091	2,433	4,921	1,623	3,246
改革後									
	生涯実質可処分所得	生涯所得	内生涯給与収入	内生涯受給年金	生涯税負担(除消費税)	生涯社会保険料負担	同左(雇用主負担含む)	生涯年金保険料	同左(雇用主負担含む)
ケース1	27,294	33,309	26,647	6,663	2,261	3,755	7,602	2,517	4,794
ケース2	37,199	44,666	37,197	7,470	2,243	5,224	10,579	3,311	6,621
ケース3	32,890	39,406	32,416	6,990	1,953	4,563	9,240	2,883	5,766
ケース4	28,891	34,325	27,798	6,527	1,904	3,530	7,148	2,231	4,463
ケース5	29,000	35,147	28,316	6,831	2,189	3,959	8,016	2,503	5,006
ケース6	19,857	24,809	21,591	3,218	1,915	3,036	6,148	1,925	3,849
ケース7	16,682	19,937	15,783	4,155	1,044	2,212	4,478	1,402	2,803

これまで、年金改革の影響分析に際しては、所得代替率、給付負担比といった指標が用いられてきた。しかし、今回の改正のように年金改正に加えて、税制改正もおこなわれた際にはこれらの指標だけではその影響を正しくとらえることができない。そこで、本稿では改革前後の実質可処分所得の変化を計測することにした。実質可処分所得は年金給付も含めた生涯所得から、所得税・住民税の直接税と社会保険料を差し引いたものである<sup>8)</sup>。

所得代替率では、その時点での現役と受給者との年金給付のバランスしか図れず、給付負担比では年金給付に対する保険料負担のみしか図ることができないが、可処分所得の変化をみることで租税・社会保険料のトータルでみた公的負担の影響が分析できるのである。年金保険料を含めた社会保険料は税制上全額所得控除となる。社会保険料負担が増えれば、その分所得税・住民税といった直接税の負担は減少する。また今回の年金課税強化により、年金給付が増えればそれに伴い所得税も増える。今回の税制改正と年金改正の両面の影響を分析するのに、実質可処分所得は有効な指標になるだろう。

8)消費税は可処分所得の中からの消費にかかる租税であるのでここでの税負担には含まれない。

表 11 世代別実質可処分所得の変化

単位：万円、%

		1984年生まれ	変化率	2004年生まれ	変化率	2024年生まれ	変化率
			1/3対比		1/3対比		1/3対比
			1/2対比		1/2対比		1/2対比
ケース1	改革前(1/3)	28,532		33,137		37,955	
	改革前(1/2)	28,186		31,848		38,007	
	改革後	27,294	-4.34%	32,195	-2.84%	37,107	-2.23%
			-3.17%		1.09%		-2.37%
ケース2	改革前(1/3)	38,446		45,161		52,907	
	改革前(1/2)	38,127		45,184		53,038	
	改革後	37,199	-3.24%	44,356	-1.78%	52,149	-1.43%
			-2.43%		-1.83%		-1.68%
ケース3	改革前(1/3)	34,044		39,788		46,538	
	改革前(1/2)	33,747		39,763		46,605	
	改革後	32,890	-3.39%	38,942	-2.13%	45,686	-1.83%
			-2.54%		-2.07%		-1.97%
ケース4	改革前(1/3)	29,989		35,142		40,832	
	改革前(1/2)	29,834		35,067		40,814	
	改革後	28,891	-3.66%	34,194	-2.70%	39,858	-2.39%
			-3.16%		-2.49%		-2.34%
ケース5	改革前(1/3)	30,175		34,982		40,334	
	改革前(1/2)	29,963		34,902		40,338	
	改革後	29,000	-3.90%	34,027	-2.73%	39,364	-2.41%
			-3.22%		-2.51%		-2.42%
ケース6	改革前(1/3)	20,194		23,725		27,489	
	改革前(1/2)	20,208		23,891		27,720	
	改革後	19,857	-1.67%	23,613	-0.47%	27,416	-0.26%
			-1.73%		-1.16%		-1.09%
ケース7	改革前(1/3)	17,302		20,550		24,316	
	改革前(1/2)	17,254		20,633		24,435	
	改革後	16,682	-3.58%	20,060	-2.39%	23,825	-2.02%
			-3.31%		-2.78%		-2.49%

表 10 の実質可処分所得の変化を見てみると、まず改革前に比べて全世帯類型で実質可処分所得が低下していることが分かる。項目をみると年金給付の削減が一番大きく影響していると思われる。改革前 1/2 と改革後の比較により、年金改正の影響を眺めると保険料負担が少なくなるもののそれを上回る額で受給年金が削減されており、社会保険料控除の縮小による税負担増加を、受給年金削減による所得税減少が上回り微減となっている結果がみてとれる。

また改革前 1/3 と改革前 1/2 の比較により税制改正の影響を眺めると、全世帯で社会保険料控除の縮小による所得税増となり、年金課税強化により元々受給年金額の多いケース

1、2、3が30%弱の所得税増となり、配偶者特別控除の廃止の影響を受けない単身世帯は既婚世帯より税負担増加率が緩やかである。

実質可処分所得は標準世帯ほど、妻が第3号被保険者である期間が長いほど、悪化度合いが強いが、その理由は上記税制改正の影響が要因とみられる。前節の表9から年金削減・保険料抑制の効果は全世帯ほぼ一律に効果があるからである。

前節の給付負担比でみた効果よりは、世帯類型間の格差は縮小と言えるかもしれないが（特に男子単身世帯と既婚世帯間）、既婚世帯内において妻の就業形態による格差の抜本的是正とまでは至っていないのではないかと。

また世代別に見ると最終保険料率を当初予定より低く抑え固定した効果が見られるが、それでも改革前より可処分所得は減少する。

#### 4. むすび

本稿のシミュレーション分析からは最終保険料率を固定することによる保険料軽減効果は意外と小さいこと、世帯類型間の年金の需給構造には格差が生じており、今回の年金改革ではその格差是正効果がほとんどみられないことがわかった。この格差是正と保険料の軽減の双方に有効な施策としては、基礎年金の税方式の移行が考えられる。基礎年金の国庫負担の比率を100%まで引き上げて、完全に税方式に移行すれば、保険料率の抑制と世帯類型間格差の縮小につながる可能性がある。また、税方式への移行は、国民年金の未納、未加入問題の解決にもつながる。ただし、そのための財源をどのように確保するかが問題である。一番有力な財源として考えられるのが消費税である。しかし、消費税率を引き上げた場合には負担の逆進性に配慮する必要性が増すだろう。消費税率の引き上げ幅を抑制するためには、相続税の増税も視野に入れるべきである。若い世代になるほど年金の収益率がさがるとい世代間格差是正のためにも相続税の増税が考えられる。わが国の相続税は、財産をもらった人にかかる取得税方式をとっているが、税方式への移行の財源とするなら新たに財産を残した人にかかる遺産税を入れるべきかもしれない。フランスなどでは生前受け取った社会給付費の死後返還制度が実施されている。使い切れなかった年金給付を社会に還元するというのであれば国民の理解も得られやすいのではないだろうか。

このような基礎年金の一元化、税方式化が世帯類型別の年金需給構造にいかなる変化をもたらすかについては、今後の課題としたい。

[参考文献]

麻生良文・吉田浩(1996)「世代会計からみた世代別の受益と負担」『フィナンシャル・レビュー』第39巻,pp1-31.

橋本恭之(1998)『税制改革の応用一般均衡分析』関西大学出版部.

橋本恭之・林宏昭・跡田直澄(1991)「人口高齢化と税・年金制度 - コーホート・データによる制度改革の影響分析」『経済研究』第42巻,第4号,pp330-340.

前川聡子(2004)「社会保障改革による世代別受益と負担の変化」『フィナンシャル・レビュー』第72号,pp5-19.